人ごとではない 身近な消費トラブルあれこれ!!

海外から届く当選金獲得！には手をださない！

事例 夫宛てに海外から『当選金を受け取る権利がある』という旨のエアメールが届いた。『すぐに権利取得のための手続料2,000円を支払わないと、権利が失われる』と書かれ、至急手続きをするよう、返信用紙と返信用封筒が同封されていた。以前にも似たような通知が届き、どれも何千円か支払えば何百万円という大金が手に入ると書いてあった。信用できるものなのか。（70代女性）

ひとことアドバイス

『最終通告』『賞金支払通知』『返信なき場合は資格永久消滅』と書いてあるエアメールは、賞金に当選したかのような文句で消費者を焦らせて申込金を支払わせる詐欺的手口です。

手紙は主にオーストラリア・ドイツ・カナダ・香港・中国から送られてきていて、一度手続きをするとダイレクトメールが大量に送られ、個人情報の流出の可能性もあります。送られたダイレクトメールは決して申し込みをせずに処分をするようにして下さい。

800万円あげます出会い系サイト

事例 給料が減り困っていたとき、携帯に副業サイトからメールが届き、会員登録した。お金をあげたいという人とメール交換する副業で、メールで悩みを聞いてくれたらお礼に８００万円あげるという男性からメールが届いた。メール交換に必要なポイント購入代や文字化け解除代をサイトに支払い、1週間で１００万円程使った。預金を解約したのが家族に知られ、事情を話すとだまされていると言われ、相談にきた。（３０代女性）

ひとことアドバイス

副業や内職の情報サイト、懸賞サイトや占いサイトに登録後、出会い系サイトに登録になった事例もあります。いったん支払ったお金を取り戻すのは困難です。このような誘引メールには返信しない。個人情報は伝えないことです。

従来の出会い系サイト	異性の相手に会うためにメール交換し続け、利用料が高額に
最近の出会い系サイト	様々な手口、男女とも幅広い年齢層がターゲットに

同　情　型→芸能人やマネージャー等の悩み相談に返信させる。好奇心や同情心をくすぐる。
利益誘引型→大金をあげると誘い、サイトに払う金額は安いものだと錯覚させる

脱毛エステの次々契約

事例 『お試しキャンペーン、脱毛エステが初回千円!』というネットの広告を見て予約を入れた。お店に行くと施術前に個室でのカウンセリングがあり、脱毛6回コースをうけることを強くすすめられた。きれいになりたいと思い、4万円コースの契約をし、そのあとにキャンペーンの脱毛施術を受けた。1週間後、契約した脱毛コースを受けに行くと、施術中にエステティシャンから毛穴がきれいになる美肌エステをすすめられ、7万円コースの契約をした。しかしよく考えると私は学生でアルバイトの収入しかなく、支払いが不安になった。クーリング・オフしたい。（20代女性）

ひとことアドバイス

最近はネットやフリーペーパーなどにエステティックサロンのキャンペーン特別料金、お試しや体験価格といった広告が増えています。消費者のほとんどは広告料金だけの施術を目的として来店しますが、当初予定していない高額なサービスを勧められ契約した後に解約の相談に訪れることがあります。事例では8日以内であったためクーリング・オフの書き方を助言しました。なお、クーリング・オフ期間を過ぎても中途解約は可能です。美容サービスは健康上受ける必要はなく、急いで契約する必要もありません。高額な契約が多く、よく冷静に考えて受けるかどうか決めるようにしましょう。

連絡の取れなくなったネット通販店

事例 ネットで人気ブランドのスニーカーが割引価格で販売されているのを見つけ、サイト内に正規取扱いの店と掲載されていたので安心して前払いで購入した。しかし届いた商品は偽物で、店に連絡すると折り返し電話しますと言われたが連絡がなく、その後は電話がつながらなくなりメールの返信もないので困っている。（30代男性）

ひとことアドバイス

ネットを利用していろいろな商品を購入することが可能になり、とても簡単で便利になりました。その反面、販売業者や商品を直接確かめることが出来ないため、自分のイメージと違うといった商品の交換、返品・返金や、偽ブランド商品のリスクも負うことになります。事例では販売業者の住所が曖昧で連絡先と一致せず、よく調べるとあやしい業者だと推測できました。連絡が取れなくなるとトラブルの解決は困難になります。ネット通販は自己責任を伴いますので申し込み前に販売業者(個人も含めて)が信用できるのかどうかよく調べるようにしましょう。